

東京都の労災隠しによって36年も経過した文京七中早川さん裁判の 公正で正義ある審理と判決を求める署名のお願い (2023. 1.)

東京都の労災隠しにより36年もかかっている文京区立第七中早川由紀子さんの、労災(公災)認定裁判控訴審が結審しました。東京高裁に対してこの事件の重要性を訴える必要(裏面記事が未だに全く不徹底)と、公正で正義ある審理と判決を求め、署名を提出します。ご多忙のところをたいへん恐縮ですが、よろしくお願い致します。

(署名用紙コピーで多くの署名をお願いします)

★団体・個人兼用の用紙です。 団体署名と、個人署名は、用紙を別でお願いします。

第3次集約 2月28日(火)

★第4次 // 3月7日(火) 延長しました! 各専労協HPをご参照下さい。
3月2日(木)、午後4:30、東京高裁2階、司法記者クラブにて記者会見。

<闘いの成果と課題>

東京都は長年運用してきた公務災害(民間では労災)の申請に「上司の印が必要」だとする「公務員支配のツール」を、それは違法だと最高裁でも断罪(早川さん勝利確定・裏面に記事)されて、しぶしぶ早川さんの申請を20年近く経てついに受理しました。

最高裁決定は、『上司の印とは、その事実を知った事の業務に関わる確認に過ぎず、あたかも上司が申請権限を持つかのようなハードルなどではない。上司の印がなくとも公務災害基金(民間では労基署に相当)は申請を受理しなければならない』。

実に明快な判示でした。

これにより全国の公務員は命と暮らし、権利に関わる重要な公務災害申請を、民間に遅れること40年目にして今や堂々とできるようになりました。そしてその運用変更の通達を国や都に出させました(裏面記事)。この歴史的到達点を多くの皆さまに拡散し、宣伝してもらいたい。

ところで、それでは都は反省したか? 都は真逆の、異常な、対応でした。上記の通り、長い時間のうちに当然にも様々な記録が「法定保存年限」を過ぎて失われた(行政の不作为)を奇貨として、今度は公務災害の「証拠がない」、「足りない」、「他の病気ではないか」と言い立てて認定をはねつけました。現在はその認定をめぐる裁判の控訴審です。

このように行政が不作為手法で証拠隠滅をして居直る、こういう事態を日本の法律は予定しなかった。これは、故意に失われた証拠の復元について法的にはどう受け止めるべきかと言う、まったく新しい問題の発生です。

この帰趨は一人、早川さんの勝敗だけでなく、他の冤罪事件や長期係争事件でも介在するケースのため極めて重大です。控訴審の個々の争点に対する対応とともに、この点の帰趨に注目を! 頂き、本控訴審勝利へのご署名ご協力、3. 16傍聴をお願いする次第です。

判決、3月16日(木) 午後1時25分、東京高裁424号号法廷 ぜひ、傍聴ご支援

取扱団体; 早川さんを支援する会、各種学校専修学校関係労組連絡協議会、文京七中分会
<送付先> 〒104-0052 東京都中央区月島4-21-6、月島ハイツ304室

☎080-8894-6338

メール: hayakawa_yukiko@yahoo.co.jp

公務員「労災」申請 上司に手続き義務

公務員の「労災」認定をする「地方公務員災害補償基金」(東京都千代田区)が、災害補償手続きの適正な実施を求める通知を全国の各支部に出した。労災申請の際、公務員の上司が被害の実態を把握できない場合も、手続きを進めるよう求めたものだ。昨年九月には労災認定を求めていた東京都文京区の元教諭に、東京高裁も「上司の証明印がなくても申請は可能」との判決を出しており、関係者は「裁判の成果だ」と話している。

(秦淳哉)

泣き寝入り・放置防止へ一歩

公務員の労災は正式に証明が困難であることを、当時の校長が証明 万円の支払いを命じた。は「公務災害」と呼ぶ。理由に、上司が証明印を 印を押すことを拒否。こ「こちら特報部」は昨公務員が公務災害を申請 押すことを拒否するケ 判に対し早川さんは、公 年十一月に早川さんの裁 する際、申請書には上司 スもあり、認定を受けよ 務災害の認定手続きを放 判について記事を掲載。に当たる所属部局長の証 うとする公務員が泣き寝 置したのは不当として都 裁判の過程で、早川さん 明印が必要と規定してい 入りが問題とな などを相手に提訴した。 の認定請求書が校長室の のほか、知事や市長など っていた。 東京高裁は昨年九月、 貴重品ロッカーに十六年 公務員の任命権者が公務 元教諭早川由紀子さん 民間会社では事業者の証 問も放置されていた点な 災害に当たるとかどつが、 (余)も過重勤務で肩から 明印がなくても労災申請 ど、上司のずさんな管理 意見を付けることが必要 背中までが痛くなる頸肩 が可能な点を挙げ、公務 務で公務災害の認定手続き 腕障害を発症し、一九九 災害でも証明印は不要と が遅れた実態を報告し ところ、公務災害の 二年に公務災害を申請し の判断を示し、都に五十 した。



裁判の弁護団会議で「マニュアル改正は収穫のひとつ」と話す早川由紀子さん(左)＝東京都港区で

地方公務員災害補償基金が、各支部に対し「公務災害補償に関する事務の取り扱いについて」とする通知を出したのは、昨年十一月二十五日付。公務員の認定請求書について、仮に上司が災害の発生状況を把握できない場合も、その趣旨を記した上で支部に書類を提出するよう求めている。さらに、早川さんのように、認定請求書を上司に提出したにもかかわらずこれを放置した場合

「補償基金」が通知、指導を徹底

は、各支部が上司に状況を確認するとした。通知を出した理由について、地方公務員災害補償基金の担当者は「任命権者や所属長が公務災害手続きを止める事態はこれまで想定してなかった。以前から同じ取り扱いを求めてきたが、指導を徹底することにした」と話している。基金からの通知を受けた各支部も対応に乗りだしている。地方公務員災害補償基金東京都支部は「災害補償の手引」と呼ばれる担当者向けのマニュアルを改正。認定請求の手順を記載し、所属長に請求書の提出義務があることを明確にした。早川さんの裁判は原告と被告双方が上告し、最高裁で係争中。早川さんは「新たな通知やマニュアル改正はいい方向だが、実際に災害を受けた公務員がどう扱われるかが問題。全ての公務員に役立つものになってほしい」と話している。

公正で正義ある審理・判決を求める団体または個人署名

東京都の労災隠しにより36年もかかっている文京区立第七中学校早川由紀子さんの公務災害認定を求める本裁判です。東京高裁におかれましてはこの事件の重要さをふまえ、国民の方を向いた、公正で正義ある審理と判決を求めます。

現在も報道がつづく学校職場の劣悪な労働環境で早川さんは頸肩腕障害に罹病しました。激しい痛みにも苦しみながらも罹病職場の羽田中学校では、行政と管理職と同僚の援助と協力で、通院と治療の補償をもらえて病状を持ちこたえていました。

ところが、文京区に転勤すると、凄まじいパワハラと療養妨害と罹病者排除の数々のいじめに苦しめられ、病状はどんどん悪化、ついには寝たきりにされたのです。

早川さんが命の危険を感じて、痛む体を押してようやく提出した公務災害申請書は6年間も受領拒否、ようやく受け取った時は校長室のロッカーに18年も放置しました。

東京都は長年運用してきた公務災害申請に「上司の印が必要」だとする「公務員支配のツール」を、それは違法だと最高裁でも断罪されて、しぶしぶ早川さんの申請を20年近く経てついに受理しました。最高裁決定は、『上司の印とは、その事実を知った事の業務に関わる確認に過ぎず、あたかも上司が申請権限を持つかのようなハードルなどではない。上司の印がなくとも公務災害補償基金は申請を受理しなければならない』。実に明快な判示でした。

これにより全国の公務員は命と暮らし、権利に関わる重要な公務災害申請を、民間に遅れること40年目にして今や堂々とできるようになりました。そしてその運用変更の通達を基金や都に出させた歴史的決定です。

ところで、それでは都は反省したか？都は真逆の、異常な、対応でした。

上記の通り、長い時間のうちに当然にも様々な記録が「法定保存年限」を過ぎて失われた（行政の不作為）を奇貨として、今度は公務災害の「証拠がない」、「足りない」、「他の病気ではないか」と言い立てて認定をはねつけました。このように行政が不作為手法で証拠隠滅をして居直る、こういう事態を日本の法律は予定しなかった。これは故意に失われた証拠の復元について法的にはどう受け止めるべきかと言う、まったく新しい問題の発生です。極めて重大です。

私たちは、本判決に非常に注目しています。東京高裁におかれましては、国民の方を向いた、公正で正義ある審理と判決を強く求めます。 2023年 月 日

団体の場合 団体名 _____ (押印略)

代表者名 _____ (押印略)

住所 _____

個人の場合 氏名 _____ (押印略)

住所 _____

◆ 団体・個人兼用の用紙です。それぞれ用紙を別でお願いします。

◆ ・第3次集約 2月28日(火) 集約日追加 ・第4次集約 3月7日(火)

<取扱団体>早川さんを支援する会、各専労協、文京七中分会 hayakawa_yukiko@yahoo.co.jp

<送付先>〒104-0052 東京都中央区月島4-21-6 月島ハイツ304号室 ☎080-8894-6338